

福島県建築関係工事特記仕様書【R5年4月版】

I 工事概要

1 工事名称

地内

2 工事場所

地内

3 建物概要

Table with 6 columns: Building Name, Construction, Number of Floors, Area (㎡), Fire Safety Implementation, Remarks.

※詳細は工事概要書による。

4 電気設備工事概要

( 本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない ○印を付けたものが該当項目となる )

Table with 2 columns: Equipment Name, Specifications.

5 機械設備工事概要

( 本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない ○印を付けたものが該当項目となる )

Table with 2 columns: Equipment Name, Specifications.

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)
※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和4年版)
※「建築工事標準詳細図」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準図」(令和4年版)
※「公共建築設備工事標準図」(機械設備工事編)(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編)(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編)(令和4年版)
※「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編)(令和4年版)
※「公共建築木造工事標準仕様書」(令和4年版)
※「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版)
なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。
3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、・に変えること。
4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある(県: )と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、( )書きは「公共建築工事標準仕様書」、[ ]書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。
6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

特記事項

1 一般共通事項

- 1 適用基準等
・ 共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部)
※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
※ ふくしま公設等ニュー・リアルデザイン指針
・ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種 ・ 全工種 ・ 一部工種 (JASS ))
※ 建築関係工事における週休2日促進工事は、建設・設備工事における入札時積算数量活用方式試行要領
※ 工事書類チェックリスト(福島県土木部)
※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

- 2 施工条件
・ 下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場 ( ※ 構内 ・ ( ) )
(2) 資材置き場 ( ※ 構内 ・ ( ) )
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置き場 ( ※ 構内 ・ ( ) )

- 3 工事実績データの作成、登録
工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。

Table with 3 columns: Job Type, Job Category, and Rating. Lists various construction tasks like railway work, steel work, etc., and their corresponding skill ratings.

- 5 イメージアップ
・ 適用する ※ 適用しない ・ 仮囲いの美化 ・ フラワーボックスの設置 ・ 夜間照明設備

- 6 発生土の処理

Table with 3 columns: Construction Byproduct, Treatment Method, Remarks.

Table with 3 columns: Construction Byproduct, Treatment Method, Remarks. Focuses on construction waste management.

Table with 3 columns: Construction Byproduct, Treatment Method, Remarks. Focuses on lamp disposal.

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

- 7 監督員事務所
・ 設ける ( 規模: m2程度 ) ※ 設けない 備品については、監督員の指示による
・ 別途建築工事による

- 8 工事用表示板
※ 適用する ・ 適用しない (県:第1編 図3.1.1)

- 9 施工歴標
※ 適用する ( ・ 設置は建築工事とする ) ・ 適用しない (県:第1編 図3.1.3)

- 10 色彩計画
※ 色彩計画あり ( ・ 図示 ・ 監督員との協議による ) ・ 色彩計画無し

- 11 使用材料等
使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。

- 12 特別な材料の工法
共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。

- 13 風荷重等
※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) ( m/sec )
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重 ( )
※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV

- 14 記録報告
1) 報告時期
工事履行報告書は、下記により提出する。
※ 毎月1回 ・ 監督員の指示
内 容 工事履行報告書、工事別工程進捗表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真
添付書類 月間工程表、各工程の区分毎の社内検査報告書(写真含む)

- 15 電子納品
電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン(営繕工事編)により納品を行う。
対象書類 ( ※ 工事写真 ・ 施工計画書 ・ 完成図 ・ その他( ) )
※ 検査用機器(パソコン、モニター等)は、受注者が準備する。
原則モニターのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。
※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。

- 16 完成時の提出書類
(1) 完成図書 ( ※ 提出する ・ 提出しない ) ・ 黒表紙(金文字) A4版(1部) ※ ハードファイルA4版(1部)
(2) 建築物の保全に関する書類 ( ※ 提出する ・ 提出しない ) ※ ハードファイルA4版(1部)
(3) 完成図 ( ※ 提出する ・ 提出しない ) A2版、A3版2つ折製本(各1部)
(4) CADデータ、PDFデータ(1式) ( ※ 提出する ・ 提出しない ) (※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。) (※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したものを)

- 17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)
第1編[総則]1.8.4[完成図その他]によるほか、下記による
(1) 種類及び記入内容

Table with 2 columns: Type, Content to be entered.

- 18 設計CADデータ貸与
※ 有 ・ 無

- 19 工事検査
提出写真
工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。

Table with 4 columns: Status (Before/After), Inspection Item, Status, Count.

※ 上記以外の必要写真は、監督員の指示による。
※ 撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

一般共通事項

- 20 建設工事使用機械等
※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。
※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。
※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。

- 21 設計GL
※ 図示による。 BM ± ( )

- 22 既存部分等への処置
工事施工に際し、既存部分に汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。

- 23 他工事との取合い
工事区分 別表-1 による。
施工図 設備機材の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。

- 24 建築材料設備機器等
ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は規制対象外
本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。

- 25 電気工事士
電気工事士の適用除外となっている最大電力500kw以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事士により施工を行う。

- 26 火災保険等
(1) 火災保険 ※ 適用する ( ※ 保険期間:工期+14日 ・ 適用しない )
※ 加入時期 ( ※ 躯体及び建方完了時 ・ 着手日(現場施工に着手する日) )
(2) 法定外の労災保険の付保
※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

- 27 官公庁への手続き等
関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とする。

- 28 概成工期
・ 総合試運転調整を行う期間を設けること。
調整期間は、( ・ 契約工期末の \_\_\_\_\_ 日間 ・ ( ) )
・ 設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、 \_\_\_\_\_ ヶ月分とする。
① 供給開始時期 ( ・ 契約工期末の \_\_\_\_\_ 日前 ・ ( ) )
② 供給対象設備 ( ・ 熱源機器類 ・ 空調設備機器類 ・ ボンプ類 ・ 自動制御設備類 )
( ・ ( ) ・ ( ) )

- 29 BELS申請書作成及び申請手続き
(1) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の申請書作成及び申請手続き ・ 行う ・ 行わない
(2) 省令発注の場合は、 ※ 建築 ( ・ 建設 ) ・ 工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。
(3) 分権発注の場合は、申請書作成後へ申請に必要な書類を提出すること。
(4) 建築物にBELS表示を行う。
※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。
表示は、( 材質: ) ( サイズ: ) となる。

- 30 週休2日促進工事
※ 本工事の発注方式は、( ○ 受注者希望型 ・ 発注者指定方式 )
当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。

- 31 入札時積算数量書活用方式
※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を指示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
※ 本工事は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用計上対象工事」とする。

- 32 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
※ 本工事は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用計上対象工事」とする。

- 33 情報共有システム
本工事は、「情報共有システム」利用の対象工事である。なお、対象工事で無い場合でも協議の上、利用は可能とする。

- 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)
(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
(2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
(3) 本工事の発注方式は( ・ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 )である。

- 35 その他
本工事の施工にあたって資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

仮設工事

- 1 仮囲い
・ 波形状板 ※ 万能板 ※ 単管+シート張り
・ キャスターゲート ・ シートゲート ( )

- 2 危険防止
※ シート張り ・ 金アミ ( )

- 3 足場
・ 本工事 ( ※ 内部足場 ※ 外部足場 ・ 基礎足場 ・ コンクリート打設足場 )
なお、本工事で設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。
・ 別途 ( 別契約の関係受注者が設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で使用できる。 )

- 4 工事用水
構内既存の施設 ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無償 ) ※ 利用できない

- 5 工事用電力
構内既存の施設 ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無償 ) ※ 利用できない

- 6 工事用進入路
・ 仮設道路造成 ( )

- 7 ベンチマーク
設置方法 ※ コンクリート杭 ・ 固定物 ・ ( )

- 8 交通誘導警備員
※ 置く( 計 人 ) ・ 置かない ・ 置く期間 ( )
指定路線 ※ 該当無し ・ 該当有 (県:第1編 1.2.13)

- 9 仮設備関係
仮設備の設置条件
使用期間及び借地条件 ※ 図面による ・ その他 ( ) ・ 別途協議
転回数 ( ) 回
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し
仮設備の構造及び施工方法の指定
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 ( ) ・ 別途協議
施工方法 ( )
その他 ( )

土工事

- 1 埋戻し及び盛り土
種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3)(表3.2.1)

- 2 建設発生土の処理
※ 構外指示の場所 (3.2.5)
搬出先の名前 ( )
搬出先の所在地 ( ・ 市・郡 ・ 町・村 大字 地内 )
搬出先での処置 ( ・ 敷きならし ※ たい積 )
運搬距離 ( ) km

なお、受注後、搬出先が搬出費用に変更が必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法(開発許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反ではないことわかる資料を監督員に提出すること。搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

- 構内指示の場所 ( ・ 敷きならし ・ たい積 )

- ※ 受注者は、建設発生土処理にあたり 第1編(建築工事)1.4.2(施工計画書)の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
(1) 処理方法(場所・形状等) (2) 排水計画 (3) 構内維持等

- ※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

- ※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

Footer section containing project name, address, design date, and company name.



Main table with 4 columns: 14 資材調達, 15 資材調達, 16 内容, 17 内容, 18 内容, 15 工事区分. Includes detailed descriptions of materials, labor, safety, and construction methods.

19	・ 1 内容  ・ 2 設置に要する費用	① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。  【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)  【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品  【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m <sup>2</sup> 以上ではない。幅・奥行各900mm以上) (13) 換気装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)  ② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。  ③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。  快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の出費実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。				
		20  ・ 1 再生資源利用計画書  ・ 2 再生資源利用促進計画書	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。  受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。			

 福島県建築関係工事特記仕様書	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称	図面番号 機械設備工事特記仕様書(3)
	設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称	

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考	
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後					
・1 給水装置に該当する管	○	○	○	○	水圧試験	1.75MPa以上	60分	水道事業者の試験圧力の規定がある場合はそれによる。	
・2 揚水管等のポンプに直結する配管	○	○	○	○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分		
・3 高置水槽以下の配管	○	○	○	○	水圧試験	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分		
・4 給湯管	○	○	○	○	水圧試験	上記1、2、3に準ずる。	60分		
・5 さや管ヘッダー配管	○	○	○	○	水圧試験	管種	初圧	60分後	60分後に規定の圧力以下の場合には再試験を行う。再試験は、共通仕様書による。
						架橋ポリエチレン管	0.75MPa	0.45MPa以上	
						ポリブテン管	0.75MPa	0.55MPa以上	
・6 排水管(屋外埋設管以外)	○	○	○	○	満水試験	刺激性の濃煙 250Pa	30分	原則、埋戻し前又は最小限の埋戻しで行う。	
					煙試験		15分		
・7 排水ポンプ吐出管				○	水圧試験	当該ポンプの全揚程に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)	60分		
・8 各消火ポンプに連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	当該ポンプの締切圧力の1.5倍	60分		
・9 各種送水口に連結される消火配管		○	○	○	水圧試験	配管の設計送水圧力の1.5倍又は1.75MPaのいずれか大なる圧力(7と兼用兼用される配管は7又は8のいずれか大なる圧力)	60分	連結送水管送水口等	
・10 不活性ガス消火配管		○		○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは10.8MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分		
・11 粉末消火配管				○	気密試験(空気又は窒素)	貯蔵容器から選択弁までは2.5MPa 選択弁から噴射ヘッドまでは最高使用圧力(選択弁を設けない場合、貯蔵容器から噴射ヘッドまで最高使用圧力)	10分		
・12 冷温水管、冷却水管		○		○	水圧試験	最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.75MPa)	30分		
・13 蒸気配管、高温水管		○	○	○	水圧試験	最高使用圧力の2.0倍(ただし、最小0.2MPa)	30分		
・14 油 管	○	○	○	○	空気圧試験	最大常用圧力の1.5倍	30分		
・15 冷媒配管		○		○	気密試験(空気又は不燃性ガス)	冷媒ガスの種類	気密試験圧力	外部に発泡液を塗布して漏れない事。その後24時間放置して漏れない事。 [注] (1) 試験に使用するガスは、窒素ガス、炭酸ガス又は乾燥空気とする。 (2) 試験終了後、ガスをバージし、真空乾燥を行う。絶対圧力が-0.1MPa以下になってからさらに15分以上真空引きし、密閉放置して漏れないことを確かめる。 (3) 配管に冷媒を充填し、運転開始後にガス検知器を使用して配管の接続部を点検し、冷媒の漏洩のないことを確認する。 (4) 屋内機と屋外機の連絡配線は、施工後、絶縁抵抗試験、動作試験を行う。	
						R22	工事監理指針による		
・16 住宅用暖房配管				○	水圧試験	住戸内	0.15MPa	30分	周囲温度変化による圧力変化の補正を行う。
						住戸内以外	静水頭に相当する圧力の2倍(ただし、最小0.75MPa)		
・17 通水試験				○	通水試験	・給水設備～水栓器具等取付後、各々全開又は作動させ、吐出水が清澄となるまで行う。 また、飲料水配管の場合は、末端において、遊離残留塩素濃度が0.2ppm 検出されるまで消毒を行う。 ・排水設備～衛生器具等取付後、行う。 ～空調用ドレン管にも適用する。 ・通水試験後、衛生器具等の水量調整を行う。 ・給湯設備～給水設備に準ずる。			
・18 水質試験				○	簡易試験(9項目)	塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌並びに大腸菌群、PH値、臭気、味、色度、濁度		福島県給水施設等条例並びに(各)市町村給水施設等条例	
・19 ポンプ				据付完了後	水圧試験	最高吐出圧力(運転範囲における最高全揚程+最高押し込み圧力)の1.5倍(ただし、最小0.4MPa)	3分	給水設備、排水設備、給湯設備、空気調和設備各種ポンプ	
・20 塩素滅菌装置				据付完了後	動作試験	注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で10回以上行い、異常の有無を検査する。			
・21 水槽類				○	満水試験	満水状態で12時間以上放置し、漏水の有無を検査する。飲料用の場合は、次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒を行う。	12時間		

1. 給排水・衛生・暖冷房・空調設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・22 鋼製ボイラー					据付完了後	水圧試験		・最高使用圧力が0.42MPa以下のものは、最高使用圧力の2倍(ただし、最小0.2MPa) ・最高使用圧力が0.42MPaを超え1.5MPa以下のものは、最高使用圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力 ・最高使用圧力以上の圧力を受けるおそれのない温水ボイラーは、最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)
・23 铸铁製ボイラー					据付完了後	水圧試験		・蒸気ボイラーは、0.2MPa ・温水ボイラーは、最高使用圧力の1.5倍(ただし、最小0.2MPa) ・セクションは、最高使用圧力が0.2MPa以下のボイラーは0.4MPa、最高使用圧力が0.2MPaを超えるボイラーは最高使用圧力の2倍
・24 真空式温水発生機					○	気密試験		窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下
・25 無圧式温水発生機					○	満水試験	30分	
・26 铸铁製温水発生機					○	水圧試験	10分	セクションの試験圧は0.6MPa
・27 温水発生機に組込む熱交換器					○	水圧試験		最高使用圧力に0.1MPaを加えた圧力(ただし、最小0.2MPa)
・28 冷凍機					○	水圧試験		設計圧力の1.5倍
・29 遠心冷凍機					○	気密試験		真空95kPaとし、真空降下は12時間に対して1時間当たり50Pa以下
・30 吸収冷凍機直置き吸収冷水機小形直置き吸収冷水機ユニット					○	気密試験		窒素ガス又はヘリウムガスによる漏れ試験とし、漏れ量は2.03Pa・mL/sec(大気圧換算値)以下
・31 空気調和機の冷水、温水及び蒸気コイル					○	気密及び耐圧試験		空気又は窒素ガス試験とし、試験値は1.0MPa
・32 ファンコンベクターコンベクターベースボードヒーターパネルラジエーター					○	気密及び耐圧試験		空気又は窒素ガス試験とし、試験値は最高使用圧力の1.3倍(ただし、最小0.5MPa)
・33 貯湯タンク熱交換器ヘッダー					据付完了後	水圧試験		最高使用圧力の1.5倍に温度補正を行った圧力 $P_a = P \times \sigma_n / \sigma_a$ P <sub>a</sub> : 補正された試験圧力又は気圧試験圧力 P: 補正前の試験圧力又は気圧試験圧力 $\sigma_n$ : 試験時の温度における材料の許容引張応力 $\sigma_a$ : 使用温度における材料の許容引張応力
・34 密閉形隔膜式膨張タンク					据付完了後	水圧又は気密試験		使用圧力の1.3倍以上
・35 地下オイルタンク					据付完了後	水圧試験		70kPa以上

2. 浄化槽設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 槽類					工事完了後	満水試験	満水状態で24時間以上放置し、漏水の有無を検査する。	24時間
・2 汚水管及び汚泥管	○		○			満水試験		30分
・3 ポンプ吐出管			○	○		水圧試験	最小圧力0.75MPa	60分
・4 消泡管	○		○	○		通水試験		
・5 空気管	○	○	○	○		気密試験	最高使用圧力の1.1倍	60分

3. ガス設備

項目	試験時期				試験方法	試験値及び試験内容	最小保持時間	備考
	配管途中	隠ぺい前	埋戻し前	配管終了後				
・1 都市ガス	○	○	○	○	気密試験 点火試験	最高使用圧力の1.1倍以上 ガスメーター取付後、管内空気を排出して行う。		ガス事業法に定める技術基準及びガス供給事業者の供給約款
・2 液化石油ガス	○	○	○	○	気密試験	不燃性ガス又は不活性ガスを使用し、高圧側1.56MPa、低圧側8.4kPa以上10.0kPa以下	供給管等の内容積	
							10L以下	5分
							10L～50L	10分
							50L超過	24分
					点火試験	気密試験終了後、管内の空気をガスと入れ替え、指定の圧力に調整された調整器を取付後に行う。		

※水圧・気密・空気圧試験等は、試験中の圧力状態が分かるようにチャート紙に記録することが望ましい。  
※本一覧表に記載無き項目は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」による。